



# 無料 歯科健診



対象者 40歳以上（特定健診対象者）

受診期間【令和4年6月～令和5年3月】

長崎県の歯科医療機関で、口腔内検査・口腔衛生指導・歯石除去（簡単な一般的除去）が受診可能な、歯科健診を無料でご提供しています。

歯は食べ物を身体に取り入れ、栄養とするための大切な役割を担っています。虫歯や歯周病になって大切な歯を失ってしまうと毎日の食事が美味しくなくなってしまうほか、内臓疾患にもつながる可能性があり、ケアを怠るといずれは重大な疾患にもつながってしまいます。この機会に受診しませんか。

## 歯科健診の受診（手続き方法）の流れ

STEP1

建設国保歯科健診受診券交付申請書（裏面に掲載）を所属支部に提出します。



STEP2

所属支部から「建設国保 歯科健診受診券」を受け取ります。



STEP3

かかりつけまたはお近くの歯科医療機関に☎予約します。



STEP4

予約当日、歯科健診受診券・保険証をご持参ください。

長崎県建設事業国民健康保険組合

## 歯科健診を受診される皆様への注意事項

歯科健診に必要な受診券の交付を受けるには、所属している支部にて手続きが必要です。  
次の事項をご確認の上、下記交付申請書を所属支部へ提出してください。

1. 受診券は、40歳以上の当組合被保険者の方(特定健診対象者)のみ使用できます。
2. 受診券での受診は当組合と契約した医療機関に限ります。
3. 受診券は、有効期間内において使用できます。
4. 受診予約については、受診券を受け取ってから受診希望日を直接医療機関に連絡し、受診希望日の1週間前までに予約してください。  
尚、予約なしでは受診できません。
5. 受診する際は、受診券と被保険者証、健診票(医療機関準備)を医療機関の受付に提出してください。
6. 受診できなくなったとき、被保険者資格を喪失したときは、受診券を当組合に返却してください。既に予約済の場合は当該医療機関へ速やかに連絡してください。
7. 受診券は再発行できませんので大切に保管してください。
8. 受診当日に保険診療を受けることは原則できません。

## 建設国保歯科健診受診券交付申請書

支 部 名		
被保険者証記号番号		長けん
組合員氏名		
受診希望者	氏 名	
	生年月日	昭和 年 月 日生
住 所		
受診者連絡先		
受診券の有効期間		令和4年6月1日～令和5年3月31日

上記の通り歯科健診受診券の交付を申請します。

令和 年 月 日

申請者  
(組合員) 氏名 \_\_\_\_\_

〈支部記載欄〉 交付年月日 令和 年 月 日